徳島県 徳島県議会 徳島県監査委員 徳島県人事委員会 徳島県教育委員会 徳島県病院局 徳島県企業局 訓令第一 号

中 般

庁

徳 島 県 総 合 県 民 局

各

出

先

機

関

徳 島 県 企 業 局

徳 島 県 病 院 局

徳島県教育委員会事務局

徳島県人事委員会事務局

各

教

育

機

関

島 県 監 查 事 務 局

徳島県労働委員会事務局

徳島県収用委員会事務局

島 県 議 局

平成十九年七月十七日

第二十二回国民文化祭徳島県実施本部設置規程を次のように定める。

県 知 飯 泉 嘉

島 県 企 業 局 長 河 野 博 喜

徳

徳

徳島県病 院 事 業管 理 者 塩 谷 泰

徳島県教育委員会委員 長 柿 内 愼 市

徳島県人事委員会委員長 片 Щ 悦 子

島 県 代 県 議 表監查委員 슷 議 長 北 数 島 藤 勝 善 和 也

第二十二回国民文化祭徳島県実施本部設置規程

徳

徳

(設置)

第一条 第二十二回国民文化祭の実施に関する事務を円滑に処理するため、 第二十二回

国民文化祭徳島県実施本部 (以下「 実施本部」 という。 $\overline{}$ を設置する。

(内部組織及び分掌事務)

第二条 表の相当下欄に定めるとおりとする。 実施本部に、 別表第一 の上欄に 掲げる部を置き、 その 分掌 事務は、 それぞ れ 同

2 れぞれ同表の相当下欄に定めるとお 別表第二の上欄に掲げる部に、 同表の中欄 りとする。 に 掲げる班を置き、 その分掌事務は、 そ

3 にかかわらず、 本部長は、 臨時又は特 別に定めるところにより処理させることができる。 別の 事務に つ いて必要があると認めるときは、 前二項 の 規定

(本部長等)

第三条 は班に置き、 次の表 その職務は、 の上欄に掲げる本部長等をそれぞれ同表 それぞれ同表の相当下欄に定めるとおりとする。 の中欄 に掲げる実施本部、 部又

班 長	部長	部長	本 部 付	副本部長	本 部 長	本 部 長 等
班	部	部	実施本部	実 施 本 部	実施本部	実施本部等
揮監督する。 上司の命を受け、班の事務をつかさどり、所属職員を指	上司の命を受け、部長を補佐する。	揮監督する。 上司の命を受け、部の事務をつかさどり、所属職員を指	他特に命ぜられた事務を処理する。上司の命を受け、実施本部の連絡調整に関する事務その	め本部長が指名する順序に従い、その職務を代理する。本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじ	実施本部の事務を総理する。	職務

班 員	副 班 長
班	班
上司の命を受け、班の事務に従事する。	上司の命を受け、班の事務を整理し、班長を補佐する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 ಠ್ಠ 副本部長は、 副 知 事、 政策監、 企業局長、 病院事業管理者及び教育長をもって充て

.

- 4 本部付は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 理事
- 二 総合県民局長
- 三 東京事務所長
- 四 病院局長
- 五 人事委員会事務局長
- 六 監査事務局長
- 七 労働委員会事務局長
- 八 収用委員会事務局長
- 九 議会事務局長
- 5 部長、 副部長、 班長及び副班長は、 別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ
- 同表の相当下欄に定める者をもって充てる。
- 6 名する。 別に定める出先機関又は 班員は、 そ れぞれ の 班 教育機関 の 班長又は副班長が の 職員 のうちから、 属する局、 当該班 課、 室等の の班員と 職員及び本部長が U て本部長が指
- 7 に従事させることができる。 本部長は、 必要があると認めるときは、 の 部又は班 の職員を他 の部又は 班 の 事務

(雑則)

第四条 こ の規程に定めるもの の ほ ゕੑ 実施本部の 組織及び運営に 関 L 必要な事項 は

本部長が別に定める。

(併任の発令)

第五条 知事の事務部局の職員以外の者で実施本部の副本部長、 本部付、 副部長、 班長

及び副班長に充てられたもの並びに実施本部の班員に指名されたものは、 知事の事務

部局の職員に併任されたものとする。

附 則

- この訓令は、 平成十九年七月十七日から施行する。
- 2 この訓令は、平成十九年十一月三十日限り、その効力を失う。

別表第一 (第二条関係)

開 会 式 部		運営総務部	部名
六。五四。三 二 一	十九八七六五四三二。	_	
会場及びその周辺の美化及び清掃に関すること。開会式・オープニングフェスティバルの会場 (以下この項にお開会式・オープニングフェスティバルの入場者等に関すること。開会式・オープニングフェスティバルの会場 (以下この項にお開会式・オープニングフェスティバルの通営に関すること。開会式・オープニングフェスティバルの運営に関すること。	他の部の分掌に属しない事項に関すること。との連絡調整に関すること。との連絡関係機関等との連絡調整に関すること。との連絡調整に関すること。との連絡調整に関すること。との連絡調整に関すること。	実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に関すること	分掌事務

七(各イベントに係る関係機関等との連絡調整に関すること。	
六 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。	三部
五 各イベントの会場における消防及び警備に関すること。	実施事業第
四の各イベントの会場及びその周辺の美化及び清掃に関すること。	二部及び県
三(各イベントの入場者に関すること。)	実施事業第
二 各イベントの会場の維持管理に関すること。	第一部、県
一 各イベントの運営に関すること。	県実施事業
ること。	
七 閉会式・グランドフィナーレの出演者等の受付、案内等に関す	
六 会場における消防及び警備に関すること。	
五 会場の美化及び清掃に関すること。	
四(式典登壇者等の接遇、誘導等に関すること。	
三 閉会式・グランドフィナーレの入場者等に関すること。	
場」という。)の維持管理等に関すること。	
二 閉会式・グランドフィナーレの会場 (以下この項において「会	
閉会式・グランドフィナーレの運営に関すること。	閉会式部
ナー会場周辺及で駐車場における車両の整理等に関すること	
=	
ハ 開会式・オープニングフェスティバルの出演者等の受付、案内	
七 会場及びその周辺における消防及び警備に関すること。	

別表第二 (第二条関係)

運 営 総 務 部	部名
総 務 班	班
	名
二 関係機関等との連絡調整に関すること。に関すること。に関すること。 実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整	分掌事務

画等に関すること。	総 務 班	開 会 式 部
五 関係機関等との連絡調整に関すること。	班 イ 文 ア 化 デ 術 祭 デ	
すること。	乗 降 案 内 班	
所における会場案内、観光案内等に関すること。一善徳島駅等における総合案内所の運営及び総合案内	総合案内班	
二 歓迎会等の運営に関すること。	国際交流班	
招待者の案内、接遇及び誘導に関すること。	招 待 班	
七 他の部及び部内の他の班の分掌に属しないこと。		

出 演 者 班	場 内 班	接 遇 班	受 付 班	
 この る	五四三二一	=	四三二一び	六 五 四 三 二
こと。の受付、案内及び誘導並びに控室の管理等に関するの受付、案内及び誘導並びに控室の管理等に関するの受付、案内及び誘導並びに控室の管理等に関すること。開会式・オープニングフェスティバルの進行に係開会式・オープニングフェスティバルの進行に係	会場内における消防及び警備に関すること。会場内の美化及び清掃に関すること。会場内における迷子の保護及び連絡並びに遺失物会場内における迷子の保護及び連絡並びに遺失物会場内における資料等の配布、客席への案内、客会場内における資料等の配布、客席への案内、客	に関すること。開会式・オープニングフェスティバルに係る行啓開会式・オープニングフェスティバルに係る行啓式典登壇者等の受付、接遇及び誘導に関すること	会場内における消防及び警備に関すること。会場内の美化及び清掃に関すること。会場内の案内所の運営に関すること。会場内における入場者等の受付、案内及び誘導並会場内における入場者等の受付、案内及び誘導並	部内の事務で他の班の分掌に属しないこと。会場における託児に関すること。会場の維持管理に関すること。部内の庶務に関すること。

二一会場周辺における入場者等の整一芸導及び客席の整理に関すること。会場班・一一会場内における客席への案内、六	接遇班 一 式典登壇者等の受付、接遇及び誘導に関すること	野会式部 総務班 一 会場内における私護に関すること。 二 部内の事務で他の班の分掌に属し 三 会場の維持管理に関すること。 三 会場の維持管理に関すること。 三 会場の維持管理に関すること。 三 会場の維持管理に関すること。 三 会場の維持管理に関すること。	場外班 一 会場周辺にお
入場者等の整理、案内及び誘導に関すること。	接遇及び誘導に関することを 接遇及び誘導に関すること。		🖢 埋 内

十二 関係機関等との連絡調整に関すること。	
関すること。	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
九 会場及びその周辺の美化及び清掃に関すること。	
八 会場の維持管理に関すること。	
七 展示作品の管理に関すること。	
°)	
(
四 美術展(書道に限る。)	
郷土文化会館において行われるものに限る。)	
(阿波人形浄瑠璃の世界劇場王国まつり (徳島県	
(
六 次に掲げるイベントの運営に関すること。	
五 入場者の受付、案内等に関すること。	
び報告に関すること。	
四 入場者への資料等の配布並びに入場者数の集計及	
三 部内の事務で他の班の分掌に属しないこと。	
二 部内の庶務に関すること。	
館班 画等に関すること。	第 一 部
郷土文化会 一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の動員計	県実施事業
案内及び誘導並びに控室の管理等に関すること。	
二 閉会式・グランドフィナーレの出演者等の受付、	
整に関すること。	
出演者班 一 閉会式・グランドフィナーレの進行に係る連絡調	

こ 徳島文芸フェスティバル (徳島ゆかりの作品紹)	班	第 二 部
	文学書道館	県実施事業
八 関係機関等との連絡調整に関すること。		
すること。		
七 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関		
六 会場における消防及び警備に関すること。		
五 会場及びその周辺の美化及び清掃に関すること。		
四 会場の維持管理に関すること。		
に関すること。		
土文化会館において行われるものを除く。) の運営		
三 阿波人形浄瑠璃の世界劇場王国まつり (徳島県郷		
二 入場者の受付、案内等に関すること。		
び報告に関すること。	つ り 班	
一 入場者への資料等の配布並びに入場者数の集計及	劇場王国ま	
八の関係機関等との連絡調整に関すること。		
すること。		
七 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関		
六 会場における消防及び警備に関すること。		
五 会場及びその周辺の美化及び清掃に関すること。		
四 会場の維持管理に関すること。		
三 美術展(書道を除く。)の運営に関すること。		
二 入場者の受付、案内等に関すること。		
び報告に関すること。		
一 入場者への資料等の配布並びに入場者数の集計及	文化の森班	

	徳島市立体	武 道 館 班 八 七 六 五 四 三 二 一 九 八 七 六 五 四	
一 伝統工芸フェスティバル 一 お内の庶務に関すること。 一 部内の庶務に関すること。 一 が報告に関すること。 で報告に関すること。 一 次に掲げるイベントの運営に関すること。 一 伝統工芸フェスティバル 画等に関すること。	部内及び他の部との連絡調整並びに部内の動員計	四 展示作品の管理に関すること。 会場の維持管理に関すること。 会場における消防及び警備に関すること。 公場者への資料等の配布並びに入場者の受付、案内等に関すること。 一入場者の受付、案内等に関すること。 一 会場の維持管理に関すること。 一 会場の維持管理に関すること。 一 会場の維持管理に関すること。 一 会場のがその周辺の美化及び清掃に関すること。 一 会場の維持管理に関すること。 一 会場のがその周辺の美化及び清掃に関すること。 一 会場のがその周辺の美化及び清掃に関すること。 古 会場のがその周辺の美化及び清掃に関すること。 古 会場の維持管理に関すること。	介及び朗読劇に限る。)

		第 県	
		第三部第二部	
フェスティ お角ジャズ		学 班 島 文 理 大	
び報告に関すること。	二 部内の庶務に関すること。	画等に関すること。 画等に関すること。 一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の動員計	十二 関係機関等との連絡調整に関すること。 八 会場の維持管理に関すること。 十 会場における消防及び警備に関すること。 十 会場における消防及び警備に関すること。 一 選すること。 1 関すること。

									バル 班
八 関係機関等との連絡調整に関すること。	すること。	七 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関	六 会場における消防及び警備に関すること。	五 会場及びその周辺の美化及び清掃に関すること。	四 会場の維持管理に関すること。	(街角フェスティバル	(街角ジャズフェスティバル	三 次に掲げるイベントの運営に関すること。	二 入場者の受付、案内等に関すること。

別表第三 (第三条関係)

											運営総務部	X
総務班副班長	総 務 班 長								部長	運営総務部副	運営総務部長	分
企画総務部税務課長並びに県民環境部県民環境政策	県民環境部文化交流局国民文化祭課長	局次長	次長、労働委員会事務局次長並びに収用委員会事務	会事務局参事、人事委員会事務局次長、監査事務局	議会事務局次長、教育次長、教育参事及び教育委員	並びに南部総合県民局次長及び保健福祉環境部長、	次長及び観光戦略局次長、農林水産部次長及び参事	長、参事及び地域振興局次長、商工労働部副理事、	、参事及び総合政策局次長、県民環境部副理事、	危機管理局副理事、次長及び参事、企画総務部次長	県民環境部長	充てる者

招 待 待 班 副 長 班 長	局任用課長及び職員課長並びに監査事務局監査第一危機管理局企画課課長補佐、南海地震対策課長й佐並び国民文化祭課課長補佐、南海地震対策課長及び調査課長、企画総務部総合政策局課長補佐並びに関民環境部県民環境政策課長補佐がび国民文化祭課課長補佐がで、東京の政策の関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
	課長、監査第二課長及び外部監査室長局任用課長及び職員課長並びに監査事務局監査第
国際交流班長	県民環境部文化交流局文化国際課長
班 国 長 際 交流 班 副	興局市町村課課長補佐長補佐、文化交流局文化国際課課長補佐及び地域振長補佐、文化交流局文化国際課課長補佐及び地域振県民環境部男女参画青少年課長、情報システム課課
総合案内班長	商工労働部観光戦略局観光企画課長
班長総合案内班副	部副部長並びに病院局総務課長及び経営企画課長わいづくり課長並びに南部総合県民局保健福祉環境商工労働部観光戦略局観光企画課課長補佐及びにぎ
乗降案内班長	農林水産部農山村整備課長
班 長 降 案 内 班 副	長局保健福祉環境部副部長並びに収用委員会事務局次局保健福祉環境部副部長並びに収用委員会事務局次農林水産部農山村整備課課長補佐及び南部総合県民

							開		
							開会式部		
接遇班副班長	接遇班長	受 付 班 副 班 長	受 付 班 長	総務班副班長	総務班長	長 開会式部副部	開会式部長	班 天芸術祭班副	ア芸術祭班長文化庁メディ
境首都課課長補佐県民環境部男女参画青少年課課長補佐及び環境局環	県民環境部環境局環境首都課長	林水産部水産課長課課長補佐及び環境局環境管理課課長補佐並びに農課民環境部県民環境政策課課長補佐、情報システム	県民環境部県民環境政策課長	備課長産部農林水産政策課課長補佐、畜産課長及び農地整産部農林水産政策課課長補佐、畜産課長及び農地整県民環境部環境局環境管理課課長補佐並びに農林水	農林水産部農林水産政策課長	育参事及び教育委員会事務局参事企画振興部長及び農林水産部長並びに教育次長、教林水産部次長及び参事並びに南部総合県民局次長、県民環境部副理事、次長、参事及び環境局次長、農	農林水産部長	び審査課長び審査課長補佐並びに労働委員会事務局調整課長及政策課課長補佐並びに労働委員会事務局調整課長及教育委員会事務局学校政策課課長補佐及び生涯学習	教育委員会事務局生涯学習政策課長

				閉会式部						
受 付 班 長	総務班副班長	総務班長	長 閉会式部副部	閉会式部長	場 外 班 副 班 長	場 外 班 長	長 出 演 者 班 副 班	出演者班長	場 内 班 副 班 長	場 内 班 長
県民環境部情報システム課長	企画総務部総務課課長補佐及び管財課長	企画総務部総務課長	教育次長、教育参事及び教育委員会事務局参事次長、参事、地域振興局次長及び環境局次長並びに企画総務部次長及び参事並びに県民環境部副理事、	企画総務部長	及び福利厚生課長森林整備課長並びに教育委員会事務局教育改革課長森林整備課長並びに教育委員会事務局教育改革課長農林水産部検査金融課長、林業振興課課長補佐及び	農林水産部林業振興課長	学校政策課長部長並びに教育委員会事務局教職員課課長補佐及び部長並びに教育委員会事務局教職員課課長補佐及び南部総合県民局企画振興部副部長及び農林水産部副	教育委員会事務局教職員課長	康課長、生涯学習政策課課長補佐及び文化財課長長、特別支援教育課長、人権教育課長、スポーツ健教育委員会事務局教育総務課課長補佐、教育改革課	教育委員会事務局教育総務課長

			T						
		第一部審議							
班長郷土文化会館	一	一部長票施事業第	長出演者班副班	出演者班	会場班副班長	会場班長	接遇班副班長	接遇班長	受 付 班 副 班 長
	備部長並びに企業局次長港整備局次長並びに南部総合県民局次長及び県土整事、次長、参事、高規格道路推進局次長及び港湾空県民環境部副理事、次長及び参事、県土整備部副理	県土整備部長	報政策課課長補佐並びに環境局環境首都課課長補佐県民環境部地域振興局地方分権推進課長及び地域情	県民環境部地域振興局地域情報政策課長	備課長及び環境管理課課長補佐県民環境部統計調査課課長補佐並びに環境局環境整	県民環境部統計調査課長	県民環境部地域振興局市町村課課長補佐	県民環境部地域振興局市町村課長	政策課課長補佐並びに教育委員会事務局学校興局市町村課課長補佐並びに教育委員会事務局学校年課課長補佐、情報システム課課長補佐及び地域振早民環境部県民環境政策課課長補佐、男女参画青少

		第二二部事業					
文学書道館班	二明実副部長業第	二部長事業第	リ 班 場 王 班 長 ま つ	り班長国まつ	班 文 長 の 森 班 副	文化の森班長	班 郷 副 土 班 文 長 化 会 館
保健福祉部人権課長	農林水産部次長及び参事、次長、観光戦略局長及び観光戦略局次長並びに、参事及び長寿子ども政策局次長、商工労働部副理県民環境部副理事、次長及び参事、保健福祉部次長	保健福祉部長	並びに南部総合県民局県土整備部副部長港整備局港湾空港課課長補佐及び港湾振興管理課長土整備部建設管理課長、道路建設課長並びに港湾空県民環境部文化交流局文化国際課課長補佐並びに県	県土整備部港湾空港整備局次長	び工務課長整備局課長補佐並びに企業局総務課長、電力課長及整備局課長補佐並びに企業局総務課長、電力課長及県土整備部高規格道路推進局課長補佐及び都市道路	県土整備部高規格道路推進局次長	住宅課長、砂防課長、下水環境課長及び、流域整備企画課長、砂防課長、都市計画課課長補佐用地対策課長、交通政策課長補佐、建設管理課長、土整備部県土整備政策課課長補佐、建設管理課長、県民環境部文化交流局文化国際課課長補佐並びに県

	第二宗部施事						
三宗部副部長	三部長三部長第	館 徳 雅 島 市 班 立 長 存育	館、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長 武道館 班副 班	武道館班長	副 班 長 書 道 館 班	長
土整備部長、保健福祉環境部長、農林水産部長及び県長及び参事、出納局次長並びに南部総合県民局次長、企画長及び参事、出納局次長並びに南部総合県民局次長商工労働部副理事及び次長、県土整備部副理事、次	商工労働部長	略課長、生活衛生課課長補佐及び観光戦略局観、薬務課長、生活衛生課課長補佐及び観光戦略局観、薬務課長、生活衛生課課長補佐及び障害福祉課長保健福祉部保健福祉政策課課長補佐、医療政策課長	保健福祉部保健福祉政策課長	びこども未来課長保健福祉部長寿こども政策局長寿社会課課長補佐及	保健福祉部長寿こども政策局長寿社会課長	課長補佐こども政策局長寿社会課課長補佐及びこども未来課健福祉部健康増進課長、人権課課長補佐並びに長寿県民環境部文化交流局文化国際課課長補佐並びに保	

班 副 班長 バル	班長・エスティバル	班 德 副 島 班 文 長 理 大 学	班長。島文理大学
工事検査課長並びに出納局会計課課長補佐及び課長及び営繕課長並びに出納局会計課課長補佐及び県土整備部道路保全課長、河川課長、建築開発指導	出納局次長	副部長、農林水産部次長及び県土整備部副部長西部総合県民局企画振興部副部長、保健福祉環境部課長並びに南部総合県民局県土整備部副部長並びに業振興課長、労働政策課課長補佐及び雇用能力開発業振興課長、労働政策課課長補佐、地域経済課長、産	商工労働部商工政策課長

備 考 課長補佐が置かれているときは、それぞれ本部長が指定する次長、参事又は課長補 班長又は副班長に充てる者については、 局又は課に二人以上の次長、 参事又は

佐とする。